

大宝二年戸籍と寄口

——造籍原理とその転換——

本 庄 総 子

【要約】 本稿は、大宝二年御野国戸籍と同西海道戸籍を比較分析し、もって両戸籍がもつ造籍原理の歴史的背景を明らかにするものである。御野国戸籍にみえる寄口は、各里の一戸あたり課丁数を均一化する目的で、人為的に分割され、各戸に分配された戸口である。これに対し、西海道戸籍の寄口は、課丁数を調整するという性格は弱く、一定数以上のまとまりをもつ親族集団が分割されることなく附籍されている。また、御野国戸籍で確認できる各里の規模には偏差が大きく、里が何らかの実態をもつ単位であることを示唆している。両戸籍にみえる造籍原理の差異は書式の違いに即応しており、時期差によるものと考えられる。御野国戸籍では決して不課戸を出さないといい造籍方針が採られており、戸を人力・物資双方の供給源として強力な統制下においているが、これは七世紀戦時体制の反映である。八世紀に入り、平時体制に移行したことによって、西海道戸籍の造籍原理へ転換する。

史林 九八巻六号 二〇一五年十一月

はじめに

現存する日本古代戸籍のうち、律令に定める諸制度がよく機能していたと考えられる時代の作成で、まとまった分量が残されているものとしては、三史料を挙げることができる。第一に大宝二年（七〇二）の年紀をもつ御野（美濃）国戸籍。第二に同じく大宝二年の年紀をもつ筑前・豊前・豊後三国の戸籍。これら三国の戸籍は書式上高い統一性を備えているこ

とから、西海道戸籍と総称されている。そして第三に養老五年（七二二）の下総国戸籍である。

これら古代戸籍の史料的性格をめぐっては、長い議論がある。石母田正氏^①は三戸籍にみえる戸の構成を比較検討し、同族集団が崩壊し、奴隸的な要素が突出してくるといふ、古代社会の発展過程を想定した。一方、三浦周行氏^②の研究をはじめ、戸籍に登録された戸が家族の実態をあらわすとは限らないという注意喚起も早くからみられた。瀧川政次郎氏は、戸とは「為政上の便宜の爲めに、人為的に設けられた、公法上の団体^③」であると評価している。戸籍にみえる戸に家族の実態が反映されているとして議論を展開する前者の立場が家族実態説と呼ばれるのに対し、後者の立場は法的擬制説と呼ばれるならわされている。岸俊男氏^④もまた法的擬制の立場に立つ。ただ、里の設定当初に戸と家族実態がそれほど懸け離れていたとは考えにくいと評した点に特色があった。

これに対し安良城盛昭氏は、現存戸籍にみえる戸はもちろん、里設定当初の戸であっても、家族実態そのままの姿であったとは考えられないといふ説を提起した。氏の説は編戸説と呼ばれる。氏の想定によると、封戸制を維持するため、各戸ごとの課丁（課役の負担者）数を均一にする調整すなわち「編戸」という操作が造籍のたびに行われていたのだという。氏のいう「編戸」とは、「造籍時に現われる律令国家権力による「戸」に対する関与^⑤」と定義されるものであった。

この視角を継承しつつ実証的に発展させたのが義江（浦田）明子氏である。氏は編戸を「戸の内部にまで立入り、個々の戸口を把握し、一定の目的のもとに『戸』を再編成すること」と定義した上で、その「一定の目的」とは封戸制の維持ではなく、軍事力編成であったと論じた。戸はいずれも三〜五人程度の課丁を含むように編成されており、一戸ごとに一兵士を徴発するという「一戸一兵士」の原則が存在したという。

史料上にあらわれる「編戸」という用語は「編貫戸籍」、つまり戸籍に登録することを意味し、「造籍」と同義に使用されることもある語である。「編戸」の語に「戸を人為的に編成・操作する」という意味は本来ないのだから、このような用法は学問的に問題がない訳ではない。しかし、戸の編成における人為的な操作が里設定当初まで遡って存在したという

指摘は、戸籍によって古代社会の実態に迫ることが困難であるという印象を学界に深く浸透させた。吉田孝氏は「小家族の集合体を対外的に代表し得るような有力者をまず戸の編成責任者（すなわち戸主）に指定し、その組織した集団を戸に編成する」^⑦という戸の編成方法を想定し、広く支持を集めているが、氏の所説は籍帳にはほとんど触れることなく成立したものである。

戸籍から古代社会の特質を明らかにしようとするならば、造籍に際して行われたという、「戸の編成」の内実がいかなるものであったか具体的に把握する必要がある。杉本一樹氏は、吉田説を籍帳研究にフィードバックし、戸の編成原理を「絶えず戸主と一定の距離以内の親族関係を中心に再編され、戸主との距離がある程度以上遠くなった戸口を放出するような戸の運動法則」^⑧と表現している。安良城・義江両氏が主張する課丁数均一化はあくまでも理念の問題として限定的に捉え、せいぜい一定水準の維持が図られていた程度だろうとし、血縁関係と戸主の実力こそ戸の編成において最も重視されていたと杉本氏は説く。

戸籍にみえる戸が戸主との近縁集団として確かな実態を有していたとする杉本説は、安良城説以来、戸籍の深刻な史料の限界に悩む我々にとって実に魅力的である。しかし、杉本氏の史料解釈には、「寄口」という特殊な戸口の位置づけをめぐり次章でみるような鋭い批判があることもまた事実である。本稿では、寄口こそ日本古代戸籍の特質を解き明かす鍵となるという見通しのもと、大宝二年御野国・西海道両戸籍の比較検討を行い、もって安良城―義江説と杉本説を検証していきたい。

① 石母田正「古代家族の形成過程」(同「石母田正著作集」二、岩波書店、一九八八年、初出一九四二年)。

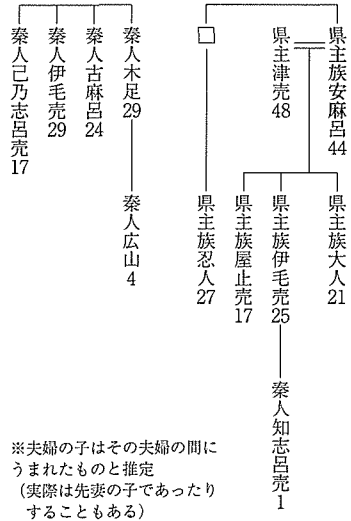
② 三浦周行「古代戸籍の研究」(同「法制史の研究」、岩波書店、一九九一年、初出一九〇五年)。

③ 瀧川政次郎「法制史上より観たる日本農民の生活 律令時代上」

(同人社書店、一九二六年)五〇頁。

④ 岸俊男「律令制の社会機構」(同「日本古代籍帳の研究」、塙書房、一九七三年、初出一九五二年)。

⑤ 安良城盛昭「班田農民の存在形態と古代籍帳の分析方法―石母田藤間〓松本説と赤松〓岸〓岡本説の学説対立の止揚をめざして―」



を何らかのかたちで反映しているものと期待できる。

第二節 寄口をめぐる議論

寄口とは何か、という議論の歴史もまた、石母田氏の研究をきっかけとして本格的に始まった。石母田氏は、同姓の寄口には戸主との親族関係があると想定する一方、異姓の寄口は貧窮な家族が零落したものであると捉え、異姓寄口の発生は階級分化に対応する現象であると評価した^④。寄口隷属民説である。

一方で、石母田説への反論も数多く提起された。まず、岡本堅次氏は、法的擬制説の立場から、五十戸一里の枠組を維持するため戸の分合は活発に行われ、非同族者を同籍させることもあったのだと論じており、ここに寄口の発生要因を見出している。

一方、異姓寄口もまた階級上何ら違いのない戸主の親族であるとの説があり、寄口親族説と呼ぶ。親族説は、寄口の発

麻呂には六人の親族がいるが、それ以外の五人は安麻呂との親族関係が戸籍上で確認できない寄口として登録されている^②。

寄口は、管見の限り日本の籍帳にしかみえない特異な戸口である。現存する中国の籍帳類^③を通覧しても寄口と覚しき戸口は確認できず、戸は全て親族ごとの単位で構成されている。もちろん、寄口が日本独自の制度であると主張するつもりはなく、百濟等、日本が国家体制を整えていく上で多大な影響を蒙ったであろう各国の制度と関連する可能性は多分にあると思う。しかし、この特殊な制度を日本(倭)が取って導入したという事実は、日本古代の戸籍制度の特質

生原因という観点から更に細分化される。まず、門脇禎二氏^⑥によって最初に提出された、戸籍制度の技術的問題に原因を求める見解がある。たとえば、戸主の妹とその夫が同一戸に編附された場合を想定されたい。日本古代の戸籍は、夫を妻より先に表示するという戸口配列方針を採っているため、戸主↓その妹↓その夫という表示は不可能であるから、妹の夫は寄口と表記せざるを得なかったのだらうという訳である。寄口の中にはこのような理由により寄口と表示されるに至った女系の戸主親族が少なくないだらうと想定されている。

また、五十戸一里の枠と世代交代を寄口の発生原因とする見解もある。この見解の主な論者は岸俊男氏^⑦である。氏によれば、最初に戸籍が作成された時の戸は家族実態に近いものであったが、戸口が増えても五十戸一里の枠に制約されて戸の分立ができない制度であったため、世代交代を重ねるにしがたがって、戸主と血縁の遠い者も同一戸に附せられるようになり、そうした遠縁の者たちが寄口と称されたのであるという。

明石一紀氏は、安良城氏等の説く「編戸」説の影響のもと、御野国戸籍の寄口の編附に偏りがあることから、寄口とは均等な郷戸を編成するための調節機能の役割を果たす戸口であったと論じた^⑧。

一方、南部昇氏は岸俊男氏の寄口親族説に実証的な反論を加えた^⑨。さらに寄口の姓の分布を分析した結果、積極的に直系親族説を否定するに至っている^⑩。氏は寄口について、「その発生は婚姻関係によるのではなく、富強な戸主の戸に、非血縁の、より下層の農民が吸収された場合や、郡衙の主導する編戸において、弱小農民が寄せ集められて一戸を形成した際に発生するのが一般的ではなかったか^⑪」との結論に達した。石母田氏のように、戸主と寄口との間に階級的な差異までは認めていない点で、寄口隷属民説とは一線を画しており、寄口下層民説と呼んでおく。

戸の編成原理において親族関係を重視する杉本氏もまた寄口親族説に立つ論者のひとりである^⑫。しかし、杉本氏が論拠として挙げた史料の解釈については南部昇氏の鋭い批判があり^⑬、個々の杉本氏の反論にもかかわらず、存立基盤に大きな不安を抱えていることは否定できないようである。

【表Ⅰ】御野国戸籍における寄口分布（明石一紀氏作成）

戸主男系親の正丁	寄口正丁数				
	0丁	1丁	2丁	3丁	4丁
0丁	0戸	0戸	1戸	0戸	0戸
1丁	3	5	4	1	1
2丁	12	9	9	0	0
3丁	14	4	1	1	0
4丁	20	1	1	0	1
5丁	11	2	0	0	0
6丁	2	0	0	0	0
7丁	1	0	0	0	0
8丁	3	0	0	0	0

（明石「日本における里制と編戸制の特質」（註8）より）

第三節 近年の寄口に関する学説とその検討

それでは、今日の学界において、寄口親族説と寄口下層民説のいずれが有力であるかといえば、近年発表された論考を見る限り、寄口親族説が優勢のようである。

明石一紀氏は現在、代表的な寄口親族説の論者である。氏は前述のとおり、寄口は戸を均一化する機能をもった戸口であったとの見解をかつて提示していた。そして後論を先取りするなら、本稿は当該明石説について、真実の一端を照らしていたものと評価している。しかし、明石氏が根拠として挙げた表Ⅰだけでは、一戸内の正丁数につき、戸主男系親族が少なければ寄口が多く、戸主男系親族が多ければ寄口が少ないという傾向が確認できるのみである。よって、「編戸」説が説くように、戸全体として正丁の均一化が図られた（戸主男系親族＋寄口＝a（定数））結果、かような傾向があるようにみえるだけではないのか、という疑問に

は有効に答えることができない。氏の着眼点は間違っていないが、証明には失敗したと評価せざるを得ない。さらに明石氏はその後、寄口親族説を強く主張するようになり、戸主親族と寄口には実質的な差がないと評価した結果^⑮表Ⅰのように戸主男系親族―寄口の二分論で説くことは自説に不都合となったのであろうか、近年出版された著書の新稿^⑮では、戸口を「戸主直系親と准直系親」と「それ以外」に二分して表Ⅰを作成し直している。そして、「戸主の直系親・准直系親を基礎としたうえで、同別籍の自在な傍系親・寄口の編付を調整する方法によって、各戸の正丁数がある程度の

基準を満たすように人為的な操作が行われた」と旧稿を読み換えるに至った。しかしこのような読み換えを行っても、旧稿の欠陥は全く克服されていない。旧稿はそれでも、寄口とは何かという問題への解答を試みたものとして意義があったが、新稿ではそれすら失われている。しかもこの新稿では、中国的な父系原理の戸を戸籍上に表現するため、その原理からはみ出た女系親族等を寄口と表記して親族関係を抹消した、と結論づけられた。しかし、本来戸口の親族関係を把握する機能をもっていたはずの戸籍作成にあたって、中国的な戸を表現するために、わざわざ親族関係を抹消するなどという操作が行われるとは考えにくい。

氏の寄口親族説は、「先夫女」と続柄が明示されている戸口を挙げて、寄口と明記されていないが実質的には寄口に他ならないとし、「寄口明記型」と「寄口省略型」なる類型を想定するなど、寄口の定義を徒に広げるものであり、残念ながら到底首肯できるものではない。また氏は、九等戸区分の下等な戸、つまり貧しい戸であればある程寄口が多いから寄口は戸主への従属性をもたず、寄口下層民説は成り立たないと主張している。しかし、九等戸区分は戸全体としての評価であるから、「下等な戸に寄口が多い」のではなく、「寄口が多い戸は下等の評価を受ける傾向にある」とみるのが正しい。よって、明石氏が指摘した事実は、むしろ寄口下層民説に有利なのである。

次に、近年の寄口親族説として、井上亘氏の所論も検討しておきたい。氏が注目したのは御野国戸籍における「嫡子」と「子」という続柄表示の使い分けであった。氏によると、「戸主、戸主兄・弟、同党（いとこ）」といった男系親族の長子は「嫡子」と書かれ、「その孫の世代の長子は「子」と書かれる」という明確な使い分けの原則があるという。そして、史料一の木足・広山親子に注目する。広山は木足の長子であるから、原則どおりであれば「嫡子」と表記されるはずである。しかるに広山は木足の「子」と表記されているから、広山はおそらく戸主の外孫であろう、広山の母は戸主の娘・伊毛売であつたろうという。

嫡子と称されることに何ら支障がないと考えられるにもかかわらず、そう称されていない例は、御野国戸籍に九例確認

できる。父親と長男の組み合わせは御野国戸籍に二八一例確認できるので、例外は非常に少ない。よって、御野国戸籍において、「嫡子」と「子」を使い分ける原則が存在していたという点は首肯できよう。例外九例のうち、子と称されている例は八例ある。内訳は、戸主の弟の子が二例^⑩（半布里）、戸主の甥の子が一例^⑪（半布里）、戸主の甥の弟の子が一例^⑫（春部里）、戸主の同党の子が一例^⑬（半布里）、寄口の子が一例^⑭（半布里）、寄口の弟の子が二例^⑮（半布里）。また、児と称されている例が、寄口の子で一例^⑯（肩々里）確認できる。

これらの例外について井上氏は次のように説明する。まず戸主親族について、甥の例を除き子の母が不明であるから、母方の孫として遇されていた可能性がある。また、寄口については、寄口の弟の子は嫡子を立てることができないという原則があつたらしいと想定される。ただし、栗栖田里では寄口の弟の長子が嫡子になっているから、この原則は半布里特有のものらしい。しかし戸主の甥の弟の子が嫡子になっていない例が春部里にあるから、兄弟を一体とみて弟に嫡子を立てさせない慣例は半布里以外にもあつたのだ、と。

しかし井上氏が目をつぶった甥の例では、甥の妻は若桜部姓であり、戸主の県主族姓とは一致しない。また、弟の子が嫡子とされないという原則についても妥当する範囲が不明確であり、いかにも苦しい。

井上氏がこのような例外処理に追われているのは、氏の寄口女系親族説が、「嫡子」と「子」の使い分けの原則は徹底しており、例外にも合理的な説明が可能であるという前提のもとで展開しているからである。たとえば、「木足子広山」という表記が「木足嫡子広山」の誤記であるという可能性は考慮の外におかれなければならなかった。

井上氏は、孫の世代が「子」と表記されるという。広山の例でいえば、男系をたどれば「嫡子」であるにも関わらず、女系をたどれば戸主の孫である可能性があるために「子」と書かれたというのである。しかし、果たして女系の表記が男系の表記に優先するであろうか。また氏の見解は、「子」表記そのものを、孫世代であることを表示する記号のように扱うものであるが、そのような置き換えは少々安易に過ぎるように感じる。嫡子を立て得る要件についても、寄口の弟には

嫡子が立てられない、入婿と推定された木足にも嫡子は立てられなかったとするなど、嫡子を立てる資格をひどく限定的にとらえている点が疑問である。御野国戸籍は下総国戸籍と違って嫡子を立てる範囲が極めて広く、井上氏が想定するような、きめ細かな立嫡要件が定められていたと想定することは困難であるからである。

「嫡子」と「子」の使い分け基準は、もともと機械的に解しても良いのではないだろうか。つまり、「男系の直系尊属と同籍している者の子は嫡子と称さない」という原則を想定すれば、より整合的に解釈できるように思う。前述の例外は、直系尊属が死亡するなどして、「子」が「嫡子」となる要件を備えた時、修正されるべきであったのにされなかった、単純な修正もれであると解される。

直系尊属が生きている者の子は嫡子とは称されず、逆に直系尊属が死にさえすれば、長男以外の者の子であっても嫡子と称されるという原則は、御野国戸籍における嫡子の性格を考える上で興味深い。本稿の考察対象から外れるので、後考を期して今は措く。ここで確認しておきたいのは、寄口親族説の史料的な根拠が薄弱であるという一点である。そもそも、女系親族説は寄口の発生原因を造籍の技術的な問題に求めるのであるから、杉本氏自身も認めているように、戸籍にあらわれないものは戸籍によって証明できないという自己矛盾を抱えている。

造籍技術上の問題を寄口の発生原因として想定すること自体にも疑問が残る。何故なら、寄口という制度が、女系親族を表示する上でそれ程便利な制度であるとは思われないからである。女婿など、姻族関係を示す続柄表示を採用することなく、寄口などという中国の戸籍制度と連関しない曖昧な用語を何故わざわざ導入したのか。寄口の発生原因を造籍技術上の問題に求める見解は、寄口という制度が日本の戸籍制度に組み込まれた積極的な理由を十分に説明することができないと思うのである。

近年の寄口研究では、造籍時という瞬間において寄口がいかなる人々であるかという問題に重点を置くあまり、寄口が歴史的にどのよう発生し、いかなる変容を蒙ったかという、石母田氏以来の問題を軽視し過ぎてはいなかったか。どの

年代の戸籍においても寄口が同一の性質をもっていたという保証はどこにもない。本稿ではこうした問題意識に基づき、寄口を分析していきたい。

- ① 『大日本古文書一』六七頁。
- ② 寄口であることが明記されているのは秦人木足一人である。よって厳密に言うと、寄口と称し得るのは木足のみで、それ以外の四人は寄口親族と称するべきなのかも知れない。しかしあまりにも煩雑となる虞があるので、今はしばらく寄口と総称しておくことにする。
- ③ 池田温『中国古代籍帳研究 概観・録文』（東京大学出版会、一九七九年）、『吐魯番出土文書』（文物出版社）。
- ④ 石母田正『古代家族の形成過程』（前掲）三五頁、五一頁。
- ⑤ 岡本堅次『古代籍帳の郷戸と房戸について』（山形大学紀要（人文科学）二、一九五〇年）。
- ⑥ 門脇禎二『上代の地方政治—五十戸一里の制を中心として—』（藤直幹（編）『古代村落と宗教』、若竹書房、一九五一年）二〇三頁。
- ⑦ 岸俊男『律令制の社会機構』（前掲）三三二頁。
- ⑧ 明石一紀『日本における里制と編戸制の特質』（一九七七年年度歴史学研究会大会報告「民族と国家」、青木書店、一九七七年）。
- ⑨ 南部昇『岸理論』「歪拡大説」の検討」（同『日本古代戸籍の研究』、吉川弘文館、一九九二年、初出一九七八年）。
- ⑩ 南部昇『籍帳研究史の二つの問題—寄口の性格と郡衙の役割について—』（同『日本古代戸籍の研究』（前掲）、初出一九八四年）。
- ⑪ 南部昇『籍帳研究史の二つの問題—寄口の性格と郡衙の役割について—』（前掲）二七五頁。
- ⑫ 杉本一樹『編戸制再検討のための覚書』（前掲）。
- ⑬ 南部昇『籍帳研究史の二つの問題—寄口の性格と郡衙の役割について—』（前掲）二七九頁。
- ⑭ 杉本一樹『日本古代文書の研究』（前掲）六〇一頁。
- ⑮ 明石一紀『郷戸編成と調庸制—里（郷）制下の編戸制—』（同『編戸制と調庸制の基礎的考察—日・朝・中三國の比較研究—』、校倉書房、二〇一一年）。
- ⑯ 明石一紀『寄口の便宜的性格について—西海道戸籍を中心として—』（同『編戸制と調庸制の基礎的考察—日・朝・中三國の比較研究—』（前掲）、初出一九九〇年）二二二頁。
- ⑰ 明石一紀『日本における里制と編戸制の特質』（前掲）、同『寄口の便宜的性格について—西海道戸籍を中心として—』（前掲）二〇八頁。
- ⑱ 井上亘『寄人』からみた戸』（新川登亀男・早川万年（編）『美濃国戸籍の総合的研究』、東京堂出版、二〇〇三年）。
- ⑲ 『大日本古文書一』六七頁、九一頁。
- ⑳ 『大日本古文書二』一八〇頁。
- ㉑ 『大日本古文書二』一五頁。
- ㉒ 『大日本古文書二』八六頁。
- ㉓ 『大日本古文書二』六七頁。
- ㉔ 『大日本古文書二』六五頁、七三頁。
- ㉕ 御野国戸籍には、男子は「子」、女子は「児」と表記する原則がある。よってこの例の場合は、「子」の誤字である可能性が高い。なお、井上氏はこの例には言及していない。
- ㉖ 『大日本古文書一』四二頁。

第二章 御野国・西海道両戸籍にみえる差異

第一節 課丁数からみた寄口の分布

義江氏は御野国戸籍を分析するにあたり、正丁数・兵士数・老若男女含めた全戸口数という三つの数値を指標として用いた。義江氏は戸の均一化や三政戸という戸の等級付けが軍事力編成を目的として行われていたと考え、こうした指標を用いた訳である。しかし兵士は正丁（二一歳～六〇歳の男子）ばかりではなく、僅かながら少丁（二七歳～二〇歳の男子）も含まれていた。また、三政戸の「政」という字義についても、諸史料から確認される限り、兵役よりはむしろ公租公課と関連するとの指摘^①があり、三政戸の背景には「戸別の調」の遺制があるとの説とも相俟って注意される。よって本稿では、正丁だけでなく、賦役を負担する少丁・次丁（六一歳～六五歳の男子及び残疾（軽度の障害をもつ者で、ここでは特に正丁の年令にあたる者）の分布にも着目していきたい。正丁一に対し、調や雑徭の負担量が正丁の半分となる次丁は〇・五、四分の一となる少丁は〇・二五として算定した数値を以下課丁数と称する。

表Ⅱの i～iii は御野国戸籍における戸主及びその親族であることが続柄で明示されている者（戸主親族群と総称する）の課丁数と寄口の課丁数の分布を示したものである。サンプルとして用いたのは、戸主親族群の課丁数と寄口の課丁数が全て判明している戸である。どちらかのデータが一部でも失われている戸の情報は、今回は使用しなかった。

(i) 加毛郡半布里（表 i）

半布里戸籍は御野国戸籍の中で最も現存率が高い。推定全五八戸中、巻首の四戸を除く五四戸の姿をほぼ完全に確認することができる。

表を閲覧すると、戸主親族群課丁数三のラインが分水嶺になっていることがはっきりと窺える。戸主親族群課丁数が三

【表Ⅱ－i】御野国加毛郡半布里の寄口分布

		寄口課丁数												
		0.00	0.25	0.50	0.75	1.00	1.25	1.50	1.75	2.00	2.25	2.50	2.75	3.00
戸主親族群課丁数	0.00													
	0.25													
	0.50													
	0.75													
	1.00								1		1			
	1.25	1				1			1					
	1.50								1					
	1.75													
	2.00					1	1	1			1	1		
	2.25													
	2.50						1							
	2.75							1		1				
	3.00	5	1	1						1				1
	3.25	4												
	3.50	2												
	3.75	2												
	4.00	5												
	4.25	5					1							
	4.50	3												
	4.75	2												
5.00	3													
5.25	2					1								
5.50														
5.75														
6.00														
6.25	1													

の場合、課丁の寄口がある割合はほぼ五分五分であるが、三より小さい戸には九三%の割合で課丁の寄口がある。反対に三を超えると、九四%の割合で寄口はいない。戸主親族群の課丁数が三を超えると課丁寄口がほぼ全くなりなくなるといふ、はっきりとした偏りが確認できる。

(ii) 味蜂間郡春部里(表ii)

戸主親族群課丁数四〜四・二五のラインに分水嶺がある。このラインで課丁寄口がある割合は五分五分だが、このライン未満の場合は八三%の割合で寄口があり、これを超えると寄口は全くなりなくなる。

【表Ⅱ - ii】 御野国味蜂間郡春部里の寄口分布

		寄口課丁数												
		0.00	0.25	0.50	0.75	1.00	1.25	1.50	1.75	2.00	2.25	2.50	…	5.75
戸 主 親 族 群 課 丁 数	0.00													
	0.25													
	0.50													
	0.75													
	1.00						1							1
	1.25													
	1.50					1								
	1.75													
	2.00	1				1	1							
	2.25									1				
	2.50	1				1								
	2.75													
	3.00					2								
	3.25						1							
	3.50													
	3.75													
	4.00	1									1			
	4.25	1				1								
	4.50	1												
	4.75	1												
	5.00													
5.25	1													
5.50	2													
5.75														
6.00	3													
6.25														
6.50	1													
6.75														
7.00														
7.25														
7.50														
7.75														
8.00														
8.25	1													
8.50	1													

【表Ⅱ - iii】 御野国本簀郡栗栖太里の寄口分布

		寄口課丁数																		
		0.00	0.25	0.50	0.75	1.00	1.25	1.50	1.75	2.00	2.25	2.50								
戸主親族群課丁数	0.00																			
	0.25																			1
	0.50																			
	0.75																			
	1.00		1			1						1								
	1.25					1														
	1.50																			
	1.75																			
	2.00	1						1				1								
	2.25	2	1									1								
	2.50	1																		
	2.75																			
	3.00	2																		
	3.25																			
	3.50	1																		
	3.75																			
	4.00																			
	4.25																			
	4.50																			
	4.75	1																		
5.00	1																			
5.25	1																			
5.50																				
5.75	1																			

(iii) 本簀郡栗栖太里 (表iii)

戸主親族群課丁数二〜二・二五のラインに分水嶺がある。このラインで課丁寄口がある割合は前二者と同じく五分五分だが、このライン未満の場合は必ず寄口がおり、逆にこれを超えると全くいない。

(iv) 山方郡三井田里

データ利用できる例数が七しかないが、その範囲では課丁寄口が一切いないという特徴をもつ。ただし、データ利用できなかった不完全戸の中に課丁寄口が数人確認できるので、三井田里全体で課丁寄口が全くいなかったという訳ではない。

(v) 肩県郡肩々里

例数が三しかなく、しかも国造大庭の戸という御野国戸籍でも屈指の富強な戸を含むため、傾向をつかむ

ことは困難である。

以上、御野国における寄口の分布を課丁数から確認した。その結果、半布・春部・栗栖太各里では、戸主親族群の課丁数が一定の数値に達すると、課丁寄口がいなくなるという傾向が確認できた。これら三里の戸籍は御野国戸籍の中でも特に多くの戸が現存している戸籍であるから、データとしての信頼度は高い。一部、異常に課丁数が集中して大きくなっている戸も存在するがあくまでも例外的である。全体として、戸主親族群課丁数に一定の基準ラインが存在し、これが課丁寄口の有無を決定しているとみられる。この基準ラインは里ごとに違っており、半布里で三、春部里で四、栗栖太里で二付近である。現存する部分で確認した各里の一戸内平均課丁数は半布里で四・〇〇、春部里で四・八九、栗栖太里で三・二三となっているので、里全体の課丁数の多寡が基準ライン決定に影響している可能性が高い。

こうした傾向は、西海道戸籍でも確認できるだろうか。

史料一 筑前国嶋郡川辺里戸籍^③

戸主大部猪手年捌拾肆歳	耆老	課戸
妻物部夜波良売年漆拾貳歳	耆妻	
男大部鳥麻呂年肆拾肆歳	正丁	嫡子
男大部忍鳥年參拾肆歳	正丁	嫡弟
孫大部宇志麻呂年貳拾壹歳	正丁	
婦葛野部咩豆売年參拾貳歳	丁妻	鳥麻呂妻
孫女大部夜賀比売年拾伍歳	小女	鳥麻呂女

婦額田部乎太売年式拾漆歳	丁妻	忍鳥妻
孫大家部久爾西年壹歳	緑児	
孫女大家部国売年肆歳	小女	上件二口忍鳥男女
卜部乎弥乃年参拾壹歳	正丁	寄口
妻物部奈良豆売年式拾参歳	丁妻	
男卜部麻呂年参歳	緑児	嫡子
女卜部麻呂売年壹歳	緑女	嫡女

戸主大家部猪手を筆頭に、一四人の戸口が登録されている。一戸口一行の体裁のほか、続柄表示や戸口の配列順など、御野国戸籍と比べて多くの差異があるにもかかわらず、御野国戸籍と同じ大宝二年という年紀をもつ戸籍である。

西海道戸籍についても、御野国の場合と同じように計算を行い、戸主親族群と寄口の課丁数分布を表Ⅲの i ~ ii に表した。

(i) 筑前国嶋郡川辺里 (表 i)

全体としてみれば、戸主親族群課丁数の小さい戸に寄口が多いと見えるが、御野国でみたような分水嶺は確認できない。

(ii) 豊前国仲津郡丁里 (表 ii)

やはり戸主親族群課丁数の小さい戸に寄口が多いのは事実だが、はっきりとした線引きができる状態ではない。

(iii) 豊前国上三毛郡・豊後国

例数僅少のため傾向をつかむことは困難である。

【表Ⅲ - i】筑前国嶋郡川辺里の寄口分布

		寄口課丁数												
		0.00	0.25	0.50	0.75	1.00	1.25	1.50	1.75	2.00	2.25	2.50	…	5.25
戸主親族群課丁数	0.00													
	0.25													
	0.50													
	0.75													
	1.00	1				2		1		1		1		
	1.25					1								
	1.50													
	1.75													
	2.00													
	2.25	1												
	2.50	1												
	2.75													
	3.00					1								
	3.25													
	3.50													
	3.75													
	4.00	1												
	4.25													
	4.50													
	4.75					1								
	5.00	1												
	5.25													
	5.50													
	5.75	1												
	6.00													
	6.25													
	6.50													
	6.75													
7.00														
7.25														
7.50														
7.75														
8.00														
8.25													1	

【表Ⅲ - ii】豊前国仲津郡丁里の寄口分布

		寄口課丁数														
		0.00	0.25	0.50	0.75	1.00	1.25	1.50	1.75	2.00	2.25	2.50	…	3.25	4.50	4.75
戸主親族群課丁数	0.00															
	0.25															
	0.50															
	0.75															
	1.00														1	
	1.25															
	1.50															1
	1.75															
	2.00									2						
	2.25	1												1		
	2.50					1			1							
	2.75															
	3.00	2				1										
	3.25	1														
	3.50															
	3.75	1														
4.00				1								1				

以上が西海道戸籍における課丁寄口の分布である。御野国戸籍においては一定のラインによって区切られるかなり明確な偏りがあったのに対し、西海道戸籍にみえる偏りは限定的である。

これらの事実は次のように解される。まず御野国では、戸主親族群課丁数の多寡に応じて、課丁寄口の有無が決定されていたものと覚しい。これは、里ごとに一戸あたり課丁数を均一化するための調整枠として、寄口という制度が活用されていたことをあらわす。かかる調整機能を十全に果たすため、寄口は人為的に分割され、各戸に配分されていたのではないだろうか。一方西海道では、御野国にみられたような寄口をめぐる人為的操作の痕跡はみいだし難い。せいぜい各戸の課丁数の差が大きくなり過ぎないよう配慮されていたことが確認できる程度である。

御野国・西海道両戸籍における造籍原理は、従来大差ないものとして論じられてきたが、寄口に関してみると、以上のような差異があったことが確認できる。

第二節 寄口の規模

前節では、御野国の寄口が、一戸あたりの課丁数を調整するため人為的に分割された戸口だったのでないかと推定した。もし仮にこのような分割が頻繁に行われていたのだとすれば、御野国における寄口は北海道に比べて破片的になるはずである。そこで、御野国・北海道両戸籍における各戸ごとの寄口の規模にも着目しておきたい。

戸内における戸主親族群の人数と寄口的人数が比較できる事例は、御野国で一一〇例、北海道で三七例である。このうち寄口的人数が戸主親族群の人数を上回っている例は、御野国で九例、北海道では一五例確認できる。御野国ではわずか八%であるが、北海道では三八%であり、その差は歴然である。御野国戸籍の寄口の規模は北海道戸籍のそれに比べて一般的に小さく、破片的であるといえる。

ただ、この場合は女子が含まれているので、寄口女系親族説の立場からは、寄口の妻が戸主親族として登録されているか、寄口の妻として登録されているかで結果に差異が出るはずであるという反論もあり得るだろう。そこで、課丁数についてのみ比較してみると、御野国は一〇%、北海道は二八%となる。差は縮まってはいるが、御野国の方が北海道に比べて寄口の規模が小さいのは確実である。

御野国にもともと破片的な親族集団が多いというような地域的な偏差で説明することもある程度は可能であろうが、御野国の相対的な規模の小ささは決定的であり、人為的な分割を蒙っていた疑いが強い。一方、北海道戸籍の寄口は、課丁数を調整するという性格は弱く、一定数以上のまとまりをもつ親族集団が分割されることなくそのまま附籍されていることが多いようである。

以上、御野国においては、北海道よりも人為性の強い戸の編成が行われていたと覚しく、その具体的な手段が寄口の配分であったということを確認してきた。ところで、『令集解』戸令の法家語説には、里の分立に関して、「乗まれる所の戸十

戸以上ならば、別に里長を置くなり。十戸に満たずは、大村里に寄附するなり」④「大村に寄附するの時」⑥といった所論が確認できる。また、郡についても、「若し二里に足らずは便宜の郡に寄附するのみ」との解釈がなされている。これらと同様に、戸としての最低基準を満たさない戸口群に、他の戸口を寄附するというのが寄口という語の由来だったのではないだろうか。

第三節 課丁の数と里の実態

繰り返しとなるが、現存する部分で確認した一戸内平均課丁数は半布里で四・〇〇、春部里で四・八九、栗栖太里で三・二三である。また三井田里は首部が現存しており、平均課丁数は三・三七と求められる。そして御野国では、一部大規模な戸が例外的に存在しているものの、大局として、寄口の配分によって一戸あたり課丁数の均一化が図られていることが認められた。これを踏まえれば、各里の平均課丁数は、戸籍の現存していない部分をあわせても、——若干増えることは予想されるもの——現存部分だけで確認した平均課丁数と大差ないものと推定できる。つまり、御野国戸籍においては、各里ごとの平均課丁数に大きな偏差があったということが指摘できるのである。

佐々木恵介氏は、一戸平均四課丁と五十戸一里原則の両者が厳守された結果、造籍にあたっては、各里の課丁数均一化が実現されていたとの見解を提示している。しかし、少なくとも御野国戸籍に関しては、佐々木説は成り立ちがたい。また、半布里の全戸数は五八もあり、御野国戸籍においては五十戸一里原則すら厳守されていなかった可能性が高い。⑩

厳密な意味での各戸の均一化は御野国戸籍においてもとより実現していない。しかし、西海道戸籍に比べれば、均一化への指向性がかなり強いという差異があることは指摘できるだろう。ただし御野国戸籍の均一化は、各里における課丁数の多寡に応じた個別の基準に則っていたものと考えられ、その意味では安良城・義江両氏や明石氏が想定したような全国共通の均一化とは質を異にすることを強調しておきたい。

戸にしても里にしても、均一化が徹底できなかった事実の裏には、血縁・地理といった実情との兼ね合いがあったのだろう。里については、七世紀以来、仕丁の出身母体であると同時に資養集団として、仕丁と排他的な紐帯で結ばれていたことが確認されており、^⑩何らかの実態を有していた蓋然性は高い。里の規模が、ある程度の規格性を保ちつつも偏っているのは、こうした実態の反映と考えられる。

御野国戸籍の編成方法は、西海道戸籍にはみられない特殊性を有している。御野国でこのような方法が採られていた背景にはいかなる歴史的な要請があったのか。以下、章を改めて究明していきたい。

- ① 吉村武彦「戸令と戸政」（同『日本古代の社会と国家』、岩波書店一九九六年）等。
- ② 岸俊男「律令制の社会機構」（前掲）二八九頁。
- ③ 『大日本古文书』一〇〇一—一〇一頁。
- ④ 『令集解』戸令一為里条「凡戸以五十戸為里」の項跡記。
- ⑤ 『令集解』戸令一為里条「隨便置置」の項義解。
- ⑥ 『令集解』戸令一為里条「隨便置置」の項朱記。
- ⑦ 『令集解』戸令二定郡条穴記。
- ⑧ 戸の規模が大きければ大きいほど完存しにくいいため、分析に用いた戸は比較的小規模なものが多い可能性が高い。戸の現存部分のみで確認した三井田里の課丁数平均は二・九三である。
- ⑨ 佐々木恵介「律令里制の特質について―日・唐の比較を中心として―」（『史学雑誌』九五―二、一九八六年）。
- ⑩ 半布里戸籍には、一戸平均四課丁がかなりの確度で実現していると

⑩ いう特色もある。これを偶然とみず、必然と仮定するならば、半布里の五八という戸数は、里内の全課丁数から逆算して決定されたものであると推測することも可能かもしれない。里内の課丁数が四×五〇戸未満の里については、五十戸一里という原則が適用され、超過した里における戸の編成方法をこのように解するならば、一定以上課丁数が増加すれば、それに運動して戸も増加する仕組みになっていたということになる。一戸平均四課丁が半布里戸籍において特殊な位置づけを与えられていたと仮定した場合の推論に過ぎないが、ひとつの仮説として提示しておきたい。

⑪ 楠木謙周「律令制下における役丁資養制度」（同『日本古代労働力編成の研究』、塙書房、一九九六年、初出一九八四年、市大樹「石神遺跡北方域の性格と木簡」（同『飛鳥藤原木簡の研究』、塙書房、二〇一〇年、初出二〇〇五年）。

第三章 戸籍の書式と造籍原理

第一節 戸籍の書式変更

前章では、御野国・西海道両戸籍の間に造籍の原理上差異がみいだせることを指摘した。ところで両戸籍は、ともに大宝二年という年紀をもっていないながら、戸の編成方法だけでなく、外形上にも一見して分かる程の違いがある。戸籍作成にあたっては、「式に依りて勘造せよ」^①とあらかじめ定められた書式によって造るべきことが定められているにもかかわらず、このような差異が生じた原因としては、大別して、時期差による見解と、地域差による見解が並存している。

川上多助氏^②は、西海道戸籍が施行されたばかりの大宝令に従ったものであるのに対し、御野国戸籍は前代の方式、或いは浄御原令の定める方式にならったのではないかと推定した。

岸俊男氏^③は、戸籍にみえる人名に着目した。戸籍には十二支の動物に因んだ名前が散見するが、氏はそれが生年に因んだものであることが多いことを証明した上で、大宝二年は寅年であるにもかかわらず、一歳として登録されている者の中に卯年に因む名前の者が多いことから、西海道戸籍は大宝三年もかなり経過してから完成した可能性が高いと指摘したのである。

続いて鎌田元一氏^④は、大宝四年四月に鑄造された諸国印^⑤にみえる国名表記に注目した。氏は、「いささか大胆」と断りつつも、諸国印が全国に頒下されたことよって、国名表記が新たに公定・施行されたのだという見解を提示した。そして、西海道戸籍の縫に、「筑前」「豊前」という新表記が見えているため、同戸籍が書かれた時期は早くとも大宝四年四月下旬以後、と年代比定している。

以上のように、西海道戸籍の年代が大宝二年よりも新しく見積もられるという事実は、御野国・西海道両戸籍の違いを時期差とみる見解に有利である。

一方、両戸籍の差異は地域差によるものであるという見解も提示されている。平川南氏^⑥は、陸奥国戸口損益帳、宮城県多賀城跡出土戸籍抜書木簡、宮城県山王遺跡第一七次調査三号漆紙文書等、陸奥国における籍帳関連史料を比較し、陸奥国における籍帳の記載様式は長期間に亘って御野国同様の書式を保ち続けていたと指摘した上で、書式変更の画期を養老五年（七二二）に求めた。そして、陸奥国と御野国は共に東山道であるから、東山道では養老五年まで独自の書式を使用しており、養老五年になって初めて書式統一がされたのであると主張している。

平川氏が説く地域差説は、八世紀前半における異なる年次の籍帳類が複数存在する唯一の国は陸奥国であったという事実に立脚している。時期差説は、御野国戸籍が西海道戸籍と書式を異にしている原因を、浄御原令から大宝令への移行期という特殊な時期における前代の方式の踏襲に見出す訳であるから、陸奥国における書式変更が和銅年間（七〇八～七一五）以降まで下るといふ地域差説の指摘は、陸奥国以外の他国における書式の統一が大宝令施行以後相当の時間を経ても進んでいなかったということを確認はしないまでも蓋然性は高めるものとして、時期差説への有効な反論となり得た。

しかし二〇一二年四月、福岡県太宰府市国分松本遺跡で出土した木簡により、状況に変化が生じた。本木簡を総合的に検討した坂上康俊氏が指摘しているように、西海道における七世紀の戸籍は、御野国戸籍に極めて近い様式であったことが確定した。少なくとも西海道においては、大宝二年戸籍の作成時に書式変更があったことがほぼ確実となったのである。御野国戸籍の書式が七世紀以来の古い書式を踏襲したもので、西海道戸籍の書式が八世紀になって初めて導入された新しいものであるということは、以上の事実から動かないものと思う。問題は、両書式の切り替えの画期を、大宝期（七〇一～七〇四）におくか、養老期（七一七～七二四）におくか、という点に絞られよう。

『令集解』所引古記は、「養老五年籍式」なるものに言及しており、養老五年造籍にあたり、新しい書式が作成された

ことは疑いない。また、靈龜三年（七一七＝養老元年）五月には「大計帳・四季帳・六年見丁帳・青苗簿・輪租帳等の式を以て七道諸国に頒下す」^⑨との記事がみえており、公文書の書式に大規模な変更があったことも確認できる。

しかし、靈龜三年とは、鎌田元一氏^⑩によつて証明されたとおり、郷里制の施行された年にあたっているから、靈龜三年と養老五年の書式変更は、郷里制施行に関わる一連のものと考えるのが自然である。この頃に大規模な書式変更が確認できるからといって、それ以前に統一的な書式が存在していなかったと断定することは難しい。戸籍が「式に依りて勘造」するものである以上、統一書式が全国に頒下されていたと考えた方が自然であり、大宝末年頃に西海道で書式の変更が行われていたのであれば、その書式変更は他国にも及んでいた可能性が高い。

以上のとおり、本稿は時期差説を支持するものであるが、その一方で、陸奥国においては古い書式が維持されていたという平川氏の指摘も無視し得ない。太政官申送を目的としない地方保管の事務文書には古い書式が残存したのである、と説明することも可能かも知れないが、陸奥国という特殊な行政区域において、七世紀に使用されていた古い書式が使われ続けているという事実には何らかの意味がある可能性があり、後述したい。ここでは、御野国戸籍の書式が西海道戸籍の書式に比べて古いという点と、西海道戸籍の書式への切り替え画期が大宝末年頃であるという点をまず確認しておきたい。

では、前章で指摘した造籍原理の差異と書式の切り替えとの間に関連はあるのだろうか。両戸籍の書式上の差異として、御野国戸籍は三政戸という戸の等級付けを行っているのに対し、西海道戸籍にはそのような等級はみられず、代わりに課役を負担する課戸と、全く負担しない不課戸の別がある点が挙げられる。つまり西海道戸籍は、不課戸＝課丁が一人もいない戸が存在し得ることを前提とした書式を採っているのである。一方、御野国戸籍の三政戸は、前述のとおり、兵役だけでなく課役ともかかわる等級付けと考えられ、どの戸であっても、等級ごとの差はあれ、必ず課役を負担することを前提としているものと考えられる。

御野国戸籍が各戸の課丁数調整に殊更留意しているのは、不課戸を決して出さないという方針の反映と評価することが

できる。一方の西海道戸籍では、課丁数を調整しようとする動きは限定的であり、むしろ血縁的な結合をより重視した編成が行われている。こうした造籍方針を突き詰めていけば、不課戸の発生も将来的には容認せざるを得なかっただろう。三政戸区分から課戸・不課戸区分へという書式上の変更は、御野国戸籍の課丁数均一化から西海道戸籍の親族中心へという造籍方針転換に即応するものであると考えられる。

第二節 造籍原理とその転換

御野国戸籍では、戸という単位が課役、つまり人力・物資双方の供給源として強力な統制下に置かれており、規模の調整にも特別な配慮が加えられていたものと考えられる。

こうした統制を必要とした原因として、まず想起されるのは、やはり白村江敗戦前後の日本（倭）が体験した戦時体制であろう。御野国戸籍の造籍方針は、御野国戸籍が作成された大宝二年当時における社会状況に対応したのではなく、七世紀の戦時体制に依拠して形成されたものであるに違いない。こうした状況下で、課丁数調整のために小さな親族集団を時には適宜分割しながら別の親族集団に寄附する、という寄口の制度も必要とされたのだろう。

七世紀後葉、戸籍制度が変成すると、寄口にも変化が生じたであろうと想像される。女性の附籍は兵役や租税とは直接関係がないが、庚午年籍以降は広く行われていたらしい^⑩。本来の寄口は、課丁数調整のため公権力によって制度的に創出されたものであったと考えられる。しかし、戸籍制度が人力・物資の徴収とは直接関係のない要素を取り込んだ結果、身寄りのない高齢女性などの破片的な戸口も何らかのかたちで戸に編入する必要が生じてくると、彼らもまた便宜上「寄口」として登録されることになったと考えられる。公権力によって創られる積極的な意味における寄口だけでなく、全ての戸口をどこかの戸に編入しなければならないという要請によって生じた消極的な意味における寄口もまた、後発的に発生したのだろう。

しかるに、日本の軍事的な緊張は天武朝後半には解消されていったと考えられ、八世紀になると、大宝元年（七〇二）の遣唐使派遣に象徴されるように、平時体制へと完全に移行する。大宝末年頃に行われた戸籍の書式変更は、七世紀戦時体制下で育まれてきた戸籍制度との決別を意味したのではないだろうか。¹⁴⁾

では、大宝の書式変更以降、御野国にみえるような戸の編成は完全に消滅したのかというとそうではなく、一部に残存したようである。たとえば、駅戸においては、戸数と丁数双方で規模が法定されていたといい、その維持には相当な配慮が払われていたらしい。¹⁵⁾ 駅戸における特殊な戸の編成方法をうかがう上で注目されるのが次の史料である。

史料三 山王遺跡第一七次調査出土漆紙文書 三号文書¹⁶⁾

小子

年□歳

少

年伍拾歳

正丁

陸拾伍歳

老女 上件十二口従白麻呂□

□壹拾不□

□男

一普老 二緑兒 一小子 □陸女

課見半輪 正丁

財部小里年伍 伍歳

正丁 課戸

妻財部古祢亮年伍拾肆歳

丁妻

男財部得麻呂年式拾玖歳

丁 割附駅家里戸主丈部祢麻呂為戸

男財部真得年式拾伍歳

丁

女財部得刀自亮年拾伍歳

女財部真得売年拾貳□

□□□□式

里制あるいは郷里制下、つまり天平十二年（七四〇）以前の計帳と推定されている史料である。財部小里の戸口である得麻呂に注目されたい。彼は駅家里の文部祢麻呂の戸に割附されていたことが確認できる。得麻呂は、父・小里という最も近い親族関係にある戸主の戸口（しかも恐らくは嫡子）でありながら、敢えて割かれて別里の戸に附せられている訳である。駅家里という特殊な行政区画における戸の編成に際しては、時には親族関係の優先順位を無視してでも、公権力による戸の移配が積極的に行われていたのであろう。

こうした編成方法は、陸奥国にも存続していたのではないだろうか。前節でも確認したとおり、陸奥国では七世紀以来の古い書式が長く使用され続けており、他国と共通する書式を使用するようになるのは、かなり時期が下る可能性が高い。対蝦夷の前線基地という性格を有していた陸奥国において、七世紀戦時体制下の造籍原理が、書式とともに存続することはあり得るものと考えられ、その可能性を指摘しておきたい。

陸奥国では、霊龜元年（七二五）五月に「相模・上総・常陸・上野・武蔵・下野六国の富民千戸を移して陸奥に配せり^⑧」という大規模な移民が行われており、この前後の期間には、出羽国への移配も極めて活発だった。そうした情勢下、養老四年（七二〇）十一月に、出羽国で房戸の租が免除されていることは注目される。房戸とは従来の戸の内部に分立されたと覚しき小規模な戸であり、郷里制施行と同時期に諸史料で確認できる。出羽国で房戸の制度が導入されていたということは、陸奥国も同様だったのではないかと考えられ、すなわち霊龜三年の大計帳以下の書式変更が両国にも及んでいた可能性は高い。諸国から大量の移民を受け入れていた最中の霊龜三年に、諸国で大计帳以下の書式が変更されたため、陸奥国でも新書式が導入され、これと連動する形で養老五年籍式も採用されたのではないだろうか。

- ① 戸令19造戸籍条。
- ② 川上多助「古代戸籍考」(同「日本古代社会史の研究」、河出書房、一九四七年、初出一九四三年) 一七四頁。
- ③ 岸俊男「十二支と古代人名」(同「日本古代籍帳の研究」(前掲)、初出一九六〇年)。
- ④ 鎌田元一「律令制国名表記の成立」(同「律令公民制の研究」、塙書房、二〇〇一年、初出一九九五年)。
- ⑤ 「続日本紀」慶雲元年四月甲子(九日)条。
- ⑥ 平川南「出土文字資料と正倉院文書」(同「古代地方木簡の研究」、吉川弘文館、二〇〇三年、初出一九九九年)、同「多賀城の創建年代」(同「古代地方木簡の研究」(前掲)、初出一九九三年)。
- ⑦ 坂上康俊「嶋評戸口變動記録木簡をめぐる諸問題」(「木簡研究」三五、二〇一三年)。
- ⑧ 「令集解」戸令23応分条「及嫡子各二分」の項。
- ⑨ 「続日本紀」養老元年五月辛酉(二十二日)条。
- ⑩ 鎌田元一「郷里制の施行と靈龜元年式」(同「律令公民制の研究」(前掲)、初出一九九一年)。
- ⑪ 南部昇「庚午年籍と西海道戸籍無姓者」(同「日本古代戸籍の研究」(前掲)、初出一九七八年) 三七七頁。
- ⑫ 古代社会においては、男女の婚姻の対称性は崩れており、身寄りのない女性も多く発生していたことが証明されている。今津勝紀「日本古代の村落と地域社会」(同「日本古代の税制と社会」、塙書房、二〇一二年、初出二〇〇三年)。
- ⑬ 吉川真司「日本の古代史③飛鳥の都」(岩波書店、二〇一一年) 一五八頁。
- ⑭ 編成方法の変化に直接的に影響を与えたのは、日本が平時体制に移行したことによる行政方針の転換であるが、間接的な要因として、戸

婚律に「祖父母父母在り、而るに子孫別籍異財せば、徒二年」とする規定が存在したことも挙げられるかも知れない。大宝律は大宝元年八月に令とともに完成したが、令が同年中に施行されたのに対し、律は翌二年二月にようやく「始めて新律を天下に頒つ」として施行を命じられたようで、七月に「律を講ず」ということが始まり、十月に天下諸国に頒下されている。大宝律の前身である淨御原律については不明な点が多く、少なくとも諸司諸国に頒下されていた様子は全く窺えない。

祖父母や父母との別籍を禁じる戸婚律の規定は、戸口が主体的に分籍を行える唐の制度を前提としたものであると考えられる。戸を編成する権限が公権力によって掌握されていた日本においては、戸婚律の規定は、戸の編成を行う公権力、具体的には戸籍作成に強い主体性を發揮していたと考えられている郡(南部昇「籍帳研究史の二つの問題—寄口の性格と郡衙の役割について—」(前掲))を規制することになったのではないだろうか。

- ⑮ 永田英明「駅伝馬制経営の基本構造—駅戸の編成を中心に—」(同「古代駅伝馬制度の研究」、吉川弘文館、二〇〇四年、初出一九九三年)。
- ⑯ 多賀城市埋蔵文化財調査センター「多賀城市文化財調査報告書第三九集 山王遺跡—第17次調査—出土の漆紙文書」(多賀城市教育委員会、一九九五年)。
- ⑰ もし同里内での移動であれば、「同里」と表記するのが原則である。
- ⑱ 「続日本紀」靈龜元年(七一五)五月庚戌(三十日)条。
- ⑲ 「続日本紀」和銅七年(七一四)十月丙申(二日)条、靈龜二年(七一六)九月乙未(二十三日)条、養老元年(七一七)二月丁酉(二十六日)条、同三年(七一八)七月丙申(九日)条。
- ⑳ 「類聚国史」卷八三免租税 養老四年十一月甲戌(二十六日)条。

② 杉本一樹氏は、房戸制の導入が養老四年まで遅れるとの説（杉本一樹「房戸制の再検討―その特質と存続期間―」（笹山晴生（編）『日本律令制の構造』、吉川弘文館、二〇〇三年）を提起している。重要な問題提起であり、改めて検討する必要を痛切に感じている。ただ、養

老四年十一月に房戸の租を免じるとある以上、この時点において、房戸は既に客観的に明確な区分として認識されていたものと想定せざるを得ないのではないだろうか。

おわりに

御野国戸籍と西海道戸籍を主に寄口の性質の違いという点から比較し、前者では七世紀の戦時体制、後者では八世紀の平時体制に即した編成方法がとられていたと論じてきた。

本稿は、寄口を純粹に制度的なものとして捉えており、戸籍と実態との関わりから寄口を論じてきた従来の研究との関連を改めて述べておく必要があるだろう。寄口とは本来、単独では戸たり得ない戸口群に寄附された戸口であった。ただし、戸の寄附や里の寄附の場合と違い、主となる戸口群と寄となる戸口群とは、人数の多寡で決定されるものではなかった。寄口の集団の方が戸主を出す集団よりも小さいことが多いのは事実であるが、前述のとおり、逆転している場合も少なからずあり、人数以外の決定要因があったことは確実である。そして、一般的に戸主となる者が他の戸口に比べて富強であることは疑いのないところである以上、寄口とは、単独では戸たり得ない集団や個人が、より富強な――つまり戸政を行わせる上で公権力からみてより有利な――他の集団に寄附されたものである、ということができよう。

では、その寄附される先の戸はどのように選択されていたのか。仮に寄口親族説によるならば、この選択の時点において親族関係が重視されていたと考えることになる訳だが、南部氏が明らかにした姓の分布からみても妥当性は低いものと考えられる。特に、御野国においては、課丁数調整を図る目的で親族を分割され、別戸に配分された寄口も少なくなかつただろう。御野国戸籍の編成原理において、親族関係は全く無視はされないまでも、課丁数の調整という要請の前に無視されることもあったのである。

しかし、大宝末年頃に新籍式が導入されると状況に変化が生じる。西海道戸籍では、寄口といえども一定の親族集団を維持していることが多く、強権的な親族分割は行われなくなったようである。こうした編成原理のもとでは、寄口と戸主の親族関係をより重視した編成も可能であったろう。ただし、親族関係が寄口の寄附先を決定する一般的要因だったと考える必要はやはりないと思う。居住地の近さや生業を営む上で発生する横(同輩)や縦(主従)の関係など、多様な関係がその背景にあったと考えるのが最も穏当ではないだろうか。

大宝二年西海道戸籍以降の造籍方針のもとでは、寄口は最早制度的な重要性をあまりもたなくなっていたと考えられる。かつて岡本氏が想定したように、五十戸一里の枠組を維持しつつ、全ての戸口を登録するための合戸でしかなかった可能性が高い。

ともかく、八世紀以降、戸籍制度は強権的な編成から解放され、特に親族関係に即した編成方針が実現したと考えられるのであるが、それではこの変化は戸籍制度の円滑な運用を保証したであろうか。結果はむしろ逆であったのではないかと予想される。親族関係に重きを置く編成は、ともすれば惰性的な登録を招きやすい。課丁数の実態を把握しようとする熱意も逡巡していっただろう。平時体制への移行により統制の緩んだ戸籍制度は、大宝二年西海道戸籍の時点で既に弛緩への方向性を萌していたのではないか。史料に即して更なる検討が必要であるが、現時点での見通しとして述べておきたい。

また次なる重要な問題として房戸制が挙げられる。房戸とは、八世紀前葉のある一時期において、従来の戸の内部に分立された小単位を指す。房戸と寄口の関連如何が従来より議論的となつてはいるほか、房戸がそもそもどのような性質をもった単位であるか、家族実態に近いと言えるのかという問題も未解決のまま残されている。大宝二年戸籍以降の籍帳史料としては、養老五年(七二二)下総国戸籍をはじめ、八世紀前葉の籍帳が一定量残されているが、これらほとんどが房戸制下のものである。房戸制の解明は、大宝二年戸籍に続く籍帳フィールドの主要課題であると言えよう。後考を期して

摺筆する。

〔付記〕

本稿は平成二十二～二十四年度日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

（京都大学文学部非常勤講師）

in place of the *huanghou*. This was a shift from ordering the world based on actual blood relationships to the emperor to one of ordering the world based on relations in a ritual system based on the medium of parent-child relations of a ritual system born out of the imperial succession. Thus, there would be no reversal in the status order, and political turmoil caused by confrontation between the *huangtaihou* and the mother of the emperor was avoided. The establishment of the status of the *huanghou* brought about a stable system of imperial rule that was not swayed by actual blood relations.

Household Registers of Taihō 2 and *Kikō*

by

HONJO Fusako

The goal of this paper is to clarify the principles and transformation of the system of ancient household registers (*koseki* 戸籍) in Japan through a comparative analysis of the household registers of Mino province and the Saikaidō region that are dated Taihō 2 (702) and elucidate the term *kikō* (寄口), which indicated a particular member of a household designated *kokō* (戸口) within these registers.

The understanding that the *ko* (戸; a sort of household) seen in the ancient household register system did not refer to an actual family but was an artificial unit created in response to administrative needs is the scholarly consensus today. If one were thereby to employ household registers as primary sources in an attempt to grasp the historical reality of ancient society, one must clarify the principle on which the household registers were compiled.

Kikō, the special object of analysis in this paper, is an appellation for the residents (*kokō*) whose relationship to the main householder is not clearly identified in the household record, and they are concentrated in the both household records dated Taihō 2. In regard to the *kikō*, there has been debate over whether they were related to the main householder and their origins, and these debates have not been resolved. Yet, the current arguments over *kikō* have exaggerated the search for the general characteristic of the *kikō* to the extent that its changes over time have hardly been considered. This article is particularly concerned with this point.

Both the household register of Mino province and that of Saikaidō region are labeled as household records of Taihō 2, but the manner in which they are recorded vary greatly, and in fact it is thought that the Saikaidō household register was likely produced sometime after Taihō 4. The manner of compiling household registers for Mino province was adopted from the seventh century and later, but the one for Saikaidō region was reflected the newly introduced methods which was introduced in the eighth century.

These household registers differ much from each other in the way of distributing *kikō*. In the case of the Mino household register, *kikō* were distributed so that the number of *katei* (課丁), men who shouldered the tax and labor tax burden, in each household would be equal. There would never be households without a tax burden. On the other hand, in the Saikaidō household register, the distribution of *kikō* was not necessarily equal. It is thought that in the Mino household register the leveling of the number of *katei* was achieved at times by the arbitrary method of splitting family units, and it was the *kikō* that provided the margin to make this adjustment. In contrast, in the Saikaidō household registers, it appears that they were compiled in a less capricious manner, maintaining the family unit.

In recent scholarship questions concerning the leveling of the number of *katei* in a household have been raised, and it has been hypothesized that it was surely maintained at a minimum level. Furthermore, the hypothesis that the leveling was probably not implemented on each household but on each *ri* (里), a sort of settlement, is convincing. However, at least in the case of the Mino household register, the leveling was ultimately implemented on the household level, and the number of *katei* in each *ri* varied. There is a high possibility that this fact indicates that the *ri*, which has been thought not to have been an actual settlement but an artificial group compiled for the collection of taxes, did exist in some real sense.

It is thought that the circumstances of the two periods are reflected in the creation of each method of compilation. In the seventh century under the diplomatic tension that peaked with the defeat at the Battle of Hakuson'ko, the collection of human and material resources was forcefully implemented. However, tensions eased after the reign of Tenmu, and the eighth century proceeded peacefully as is symbolized by the dispatch of envoys to Tang in the first year of the Taihō era. The historical background of the two periods, the warlike seventh century and peaceful eighth century, are reflected in the Mino household register and the Saikaidō household register, respectively. The style similar to that used in writing the Mino household register was

employed over a long period in the province of Mutsu, but this was likely a reflection of Mutsu's character as a frontline base in the conflicts of the period.

Establishment of the Baronetcy and Its Influence on Local Communities in Early Modern England

by

NAKAMARU Hideki

In 1611, James I created the order of the baronet. However, the gentry shunned this honour from its initiation up to the Restoration. What was the reason for this? By investigating the process by which a baronetcy was established and the social strata of its purchasers, this paper re-examines the significance of titles for political society in early modern England.

While some historians such as J. Aylmer and J. Brewer have studied offices sold by monarchs, there have been few studies focusing on the titles of honour. L. Stone's *The Crisis of the Aristocracy, 1558-1641* is the only authoritative study on this subject. He argues that the rapid increase in conferring titles by James I and Charles I diminished their prestige and this inflation of honour helped promote social mobility. This book was written to refute the thesis by H. Trever-Roper, who criticized R.H. Tawney's idea of 'the rise of the gentry'. Later, it was shown that there were serious faults in the assumptions of both sides in the 'gentry controversy', and the dispute ended without a clear resolution. However, consideration of social strata during this period has not lost their significance. This paper will critically review Stone's assertion, focusing on the baronetcy.

Since his succession to the English throne, James suffered from a lack of funds. Baronetcies were originally introduced and began to be sold to make up the deficit, but the official stated aim of this policy was to contribute to promoting the plantation of Ulster. At first, the King and his councillors intended to set the maximum number of titles at 200 to prevent their deterioration in value. However, in the 1620s, this promise was broken and peerages also began to be sold. Moreover, the original scheme of a direct cash payment of £1095 to the Exchequer was abandoned, and the virtual authority to make baronetcies was granted to courtiers to be resold. As a